

海洋基本法について（概要）

◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大

◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

背景

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立（平成19年4月20日）、施行（同7月20日）

①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和	②海洋の安全の確保
③科学的知見の充実	④海洋産業の健全な発展
⑤海洋の総合的管理	⑥国際的協調

基本理念

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制



国

○ 総合海洋政策本部の設置

（本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣）

○ 海洋基本計画の策定（平成20年3月）

（海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し。）

地方公共団体
各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者
基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民
海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

海洋基本計画の概要

- 目指すべき政策目標
- 目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
 - 目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
 - 目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

我が国の経済社会の健全な発展
及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進**
水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。
- ② 海洋環境の保全等**
海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進**
大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。
- ④ 海上輸送の確保**
外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。
- ⑤ 海洋の安全の確保**
安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。
- ⑥ 海洋調査の推進**
海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等**
研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化**
経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。
- ⑨ 沿岸域の総合的管理**
総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。
- ⑩ 離島の保全等**
離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。
- ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進**
周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成**
海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

計画期間：5カ年間
(5年後(平成24年度)を見通して策定)

第1部 基本的な方針

- ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和**
水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要
- ② 海洋の安全の確保**
安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要
- ③ 科学的知見の充実**
海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要
- ④ 海洋産業の健全な発展**
海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要
- ⑤ 海洋の総合的管理**
海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要
- ⑥ 海洋に関する国際的協調**
海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要



サンゴと魚たち
出典：水産庁HP



タンカー火災事故
出典：海上保安庁HP



しんかい6500
出典：(独)海洋研究開発機構HP



コンテナ船
出典：国土交通省港湾局HP



第6回総合海洋政策本部会合の様子
出典：総合海洋政策本部HP



国連会議の様子
出典：国連広報センターHP

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

責 務

国の責務、地方公共団体の責務：基本原則にのっとりた施策の実施等
事業者の責務、国民及び民間団体の責務：基本原則にのっとりた活動等に努める

年次報告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合）

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

「生物多様性国家戦略 2010」の概要

第1部：戦略

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ・すべての生命の存立基盤
- ・将来を含む有用な価値
- ・豊かな文化の根源
- ・暮らしの安全性

【課題】4つの危機

- ・人間活動や開発による危機
- ・里地里山など人間活動の縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球温暖化による危機

【目標】

◆中長期目標（2050年）

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

◆短期目標（2020年）

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大
- ・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
- ・生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

中長期目標・
短期目標の
設定

【長期的視点】 100年先を見据えたグランドデザイン

概ね平成24年度までの重点施策

4つの基本戦略

I 社会への浸透

- 生物多様性の社会への浸透
- 地域レベルの取組の促進・支援

II 人と自然の関係の再構築

- 希少野生動植物の保全施策の充実
- 自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進

III 森・里・川・海のつながりの確保

- 海洋の保全・再生の強化

IV 地球規模の視野を持った行動

- COP10の成功
- SATOYAMA イニシアティブの推進
- 科学的な基盤の強化
- 科学と政策の接点の強化
- 経済的視点の導入
- 途上国の支援

国内施策の
充実・強化

国際的な
取組の推進

第2部：行動計画

・約720の具体的施策

・35の数値目標

環境省仮訳

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ公平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標 4 : 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5 : 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標 6 : 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標 7 : 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標 8 : 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標 9 : 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標 10 : 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

*なお、原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照のこと。

海洋生物多様性保全戦略の概要

第1章背景

海洋の生物多様性保全に対する関心の高まりを受け、「生物多様性基本法」による「生物多様性国家戦略2010」に基づき、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」も踏まえて、環境省が策定する戦略。

第2章目的

海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能なかたちで利用すること

本保全戦略は、この目的に向け海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な視点と施策を展開すべき方向性を示す

第3章海洋の生物多様性及び生態系サービス

～私たちの「いのち」と「暮らし」を支える海洋の生物多様性～

我が国の非常に豊かな生物多様性

•広い気候帯、複数の寒暖流、多くの島々、複雑な海岸線・海底地形(海溝、海山等)などの要素が多様な海洋環境を形成。藻場、干潟、サンゴ礁、汽水域などの多様な生態系を持つ。

健全で豊かな生態系から得られる「生態系サービス」

•魚介類などの食料
•薬品などに活用される遺伝資源
•ダイビングや潮干狩りなどのレクリエーション
•精神的な安らぎ
•水質の浄化
•気候の安定
•栄養塩の循環

現状と課題： 人間活動による生物多様性の劣化及び生態系サービスの低下

第4章基本的視点

- 生物多様性と生態系サービスの価値から海洋生物多様性の重要性を認識
- 生物や物質の陸と海とのつながり及び近隣諸国との連携を意識した海洋の総合的管理
- 生態系の構造と機能、影響要因を踏まえた我が国の管轄海域の特性に応じた対策
- 多様な主体が連携して取り組んできた自主的な管理等の地域の知恵や技術を生かした効果的な取組
- 生物多様性保全の有効な手段のひとつとしての海洋保護区

[定義]海洋保護区:海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

第5章施策の展開

1. **情報基盤の整備**
生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報及び知見の充実
2. **海洋生物多様性への影響要因の解明とその軽減政策の遂行**
気候変動、海洋環境への汚染負荷、漁業資源管理と漁場環境保全、外来種、気候変動等に対する対応
3. **海域の特性を踏まえた対策の推進**
沿岸域と外洋域などの海域の特性の違いを踏まえた保全及び持続可能な利用の推進
4. **海洋保護区の充実とネットワーク化の推進**
管理の充実と評価手法の検討、海洋保護区設定とネットワーク化の推進
5. **社会的な理解及び多様な主体の参加の促進**
普及広報、地域の主体的活動への支援、様々な主体の協働と連携の推進